

令和9年度 土木学会全国大会運営業務委託 契約書

公益社団法人大木学会(以下「甲」という)と株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、令和9年度土木学会全国大会(以下「本大会」という)の運営業務の委託について次のとおり取り決める。

(委託業務)

第1条 甲は、本大会の運営・管理に係る別紙仕様書に記載の業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(甲の対応窓口)

第2条 甲は、甲が組織する本大会実行委員会の構成員である公益社団法人大木学会四国支部(以下「四国支部」という)を、本契約にかかる乙との対応窓口とし、乙はこれを了承する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日から本大会残務終了時(令和9年12月24日を予定)までとする。

(委託料とその支払)

第4条 四国支部は、委託業務に対する委託料として、〇、〇、〇円(うち取引にかかる消費税額:〇、〇、〇円)を乙に支払うものとする。その支払いは乙の指定する銀行口座に現金振り込みにて実施するものとし、振込手数料は四国支部の負担とする。

- 2 委託業務が四国支部と乙の協議により追加、変更された場合は、四国支部は当該業務に係る委託料を乙に支払うものとする。
- 3 委託業務終了後、速やかに乙は四国支部に対し、請求資料等を作成の上、四国支部と協議の上、委託料を確定するものとする。四国支部はこれに基づき支払うものとする。

(委託料の請求および支払)

第5条 四国支部は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求書発行日より起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 委託契約に係る契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ四国支部の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務内容の変更)

第8条 四国支部は、必要がある場合は、乙との協議によって委託業務の内容の一部または委託期間を変更することができる。この場合において、四国支部は、乙に対し書面等確実な方法で通知するものとする。

(知的財産権の帰属)

第9条 成果物に関する著作権(著作権法第21条～第28条)の帰属は甲とする。

2 乙は、甲に移転された当該成果物に対して著作者人格権(著作権法第18条～第20条)を行使しないものとする。

3 前2項にかかわらず、乙または第三者が本件業務委託開始前から有していた著作権については、原著作者に属するものであることを確認し、本条の適用は行わないものとする。

(情報漏えい等の防止)

第10条 乙は、個人情報及び機密情報その他本契約の履行により知るところとなった情報(以下「業務情報」という)の取扱いには十分留意するとともに、その漏えい、盗用、改ざん、破棄(以下「漏えい等」という。)が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。乙による業務情報の利用は、本契約履行のためのものに限るものとする。

2 乙は業務情報の取扱いにかかる業務の一部を、第三者に委任し、業務の一部を実施させる場合には、乙の責任において、当該第三者に本契約の規定を順守させなければならない。

3 漏えい等の事案が発生した場合は、乙は直ちに四国支部へ報告のうえ、さらなる漏えい等が発生しないよう対策を講じるとともに、その原因について四国支部の指示に従い徹底した究明を行い、究明結果及び再発防止策を四国支部へ報告し、必要な措置を講じるものとする。

(契約に定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じるときは、必要に応じ、四国支部と乙とで協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 本契約の履行にあたり、甲又は乙が故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、その帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明なものについては甲乙別途協議の上これを定める。

(反社会的勢力)

第13条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条1項2号に定める「暴力団」、同6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物(以下、「反社会的勢力」という。)と一切の関係を持たないことを表明保証する。

(合意管轄裁判所)

第14条 本契約における第一審の専属的合意管轄裁判所は、〇〇簡易裁判所または〇〇地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 ○月 ○日

甲 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内
公益社団法人 土木学会
会長 ○○ ○○

乙 ○○住所

株式会社○○
代表取締役社長 ○○ ○○